

○渡島廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(平成12年10月24日条例第14号)

改正 (平成16年10月22日条例第1号)

改正 (平成17年3月4日条例第1号)

改正 (平成18年2月1日条例第3号)

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、広域連合長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 広域連合長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査評価書

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧は、次に掲げる掲示場及び場所とする。

- (1) 渡島廃棄物処理広域連合事務局
- (2) 北斗市役所
- (3) 松前町役場
- (4) 福島町役場
- (5) 知内町役場
- (6) 木古内町役場
- (7) 七飯町役場
- (8) 鹿部町役場
- (9) 森町役場
- (10) 八雲町役場
- (11) 長万部町役場
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 広域連合長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関して利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 渡島廃棄物処理広域連合事務局
- (2) 関係町の廃棄物担当課
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、広域連合長に意見書を提出することができる。

(他の市町村との協議)

第7条 広域連合長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、広域連合の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月22日条例第1号）

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月1日条例第3号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。